

「臨床工学技士のすすめ」正誤表

p.12 の 3 行目, p.13 の下から 6 行目, p.30 の 10~11 行目

[誤] ブラッドアクセス

[正] バスキュラーアクセス

p.28 2 行目

[誤] 厚生労働省が定めた「臨床工学技士業務指針」

[正] 「臨床工学技士基本業務指針 2010」

p.28 3~5 行目

[誤]

体外式ペースメーカ（広く使われている植込み型ペースメーカはまだ含まれていないが、近いうちに含まれると予想される）

[正] ペースメーカ（体外式および植込み型ペースメーカを含む）

p.30 の 15 行目~p.31 の 1 行目までの段落をいかに差し替え

臨床工学技士が行う操作には、医師の指示が必要である。これは、臨床工学技士法第 38 条で定められているが、具体的な業務が説明されているのは、「臨床工学技士基本業務指針 2010」である。従来は厚生労働省が「臨床工学技士業務指針」を示してきたが、2010 年に新しい指針を臨床工学合同委員会が定め、古い指針は廃止された。新しい指針によれば、臨床工学技士の主な業務は「呼吸治療」「人工心肺」「血液浄化」「手術領域」「集中治療」「心・血管カテーテル治療」「高気圧酸素治療」「その他の治療業務（除細動器、ペースメーカ、植込み型除細動器）」「医療機器管理」である。

臨床工学技士の業務は拡大しつつある。二つの例を挙げるが、一つは喀痰の吸引が業務に加えられたことであり（2010 年 4 月厚生労働省医政局長通達）、もう一つは植込み型ペースメーカが業務対象装置に加えられたことである（臨床工学技士基本業務指針 2010）。

p.84 表 4.1（表の上段は以下の内容となる）

表 4.1 専門認定士の概要

名 称	透析技術認定士	呼吸療法認定士	臨床高気圧治療技師
実施団体	透析療法合同専門委員会*1	3 学会合同呼吸療法認定士認定委員会*2	日本高気圧環境医学会
受験資格			
臨床工学技士	2 年以上	2 年以上	3 年以上
看護師	2 年以上	2 年以上	3 年以上
准看護師 高卒	3 年以上	3 年以上	4 年以上
准看護師 中卒	4 年以上	3 年以上	5 年以上
その他の医療資格		理学療法士 2 年以上	
その他		医療機関の常勤者に限る	

p.34 2行目「(表 3.1)」の右肩にダガーを挿入。

(脚注として、以下の内容を挿入)

最新の情報は医療機器センターおよび臨床工学技士養成施設協議会のホームページ
(<http://www.jaame.or.jp/rinsyo/rinsyo.html> ,<http://www.jaecet.org/school.shtml>)
を参照(表 3.5,表 3.7,表 3.9 についても同様)。なお、これら URL は予告なく変更
される場合がある。

p.111 下から 6 行目

[誤] そこからのずれ Δx

[正] そこからのずれ Δy

p.111 式 (6.16)

[誤] $\Delta y = f'(x_0)\Delta y$

[正] $\Delta y = f'(x_0)\Delta x$

p.112 11 行目

[誤] しきいち
閾値

[正] いきち
閾値

p.138 索引

閾値を【い】の項目に移動

p.140 索引

「ブラッドアクセス」を「バスキュラーアクセス」に変更し,【は】の項目に移動

p.140 索引

[誤] 臨床工学技士業務指針 27

[正] 臨床工学技士基本業務指針 2010 28
